

ア

問1 大規模指定既存集落の辺沿部の取扱い（提案基準3）について、辺沿部が市街化区域にかかる場合、市街化区域内の住戸を戸数密度にカウントできるか。

答 カウントできる。

ア

問2 教会は市街化調整区域に許可可能か。

答 提案基準5に合致すれば可能。

ア

問3 大規模指定既存集落の存する中学校区内とは。

答 大規模指定既存集落の存する地区の者が通学する中学校の通学区域

ア

問4 新聞社の支局は市街化調整区域に許可可能か。

答 不可。

ア

問5 タクシー営業所は市街化調整区域に許可可能か。

答 不可。

ア

問6 東電営業所は市街化調整区域に許可可能か。

答 不可。

ア

問7 市街化調整区域と市街化区域にまたがるゴルフ打放し練習場は、法第34条第14号で許可可能か。

答 ゴルフ打放し練習場は、市街化区域にまたがる場合でも許可は可能である。ただし、建築基準法の用途規制に適合することが必要。

ア

問8 条例第3条第6号で一般住宅には共同住宅も含むか。

答 含む。

イ

問9 基準4-1、基準4-2の一般住宅には建物規模は問わないか。

答 高さ10m以下。

ア

問10 属人性の強い許可にはどのようなものがあるか。

答 条例第3条第1号、4号、5号、提案基準1、2、3、5、11に該当するものがある。

ア

問11 大規模指定既存集落（以下A集落とする）として指定された後、新しい中学校ができ、その新しい学校の通学区域内にA集落が含まれたとき、従前の中学校の通学区域に10年以上居住している人がA集落及びその辺縁部で提案基準3の開発申請することは可能か。

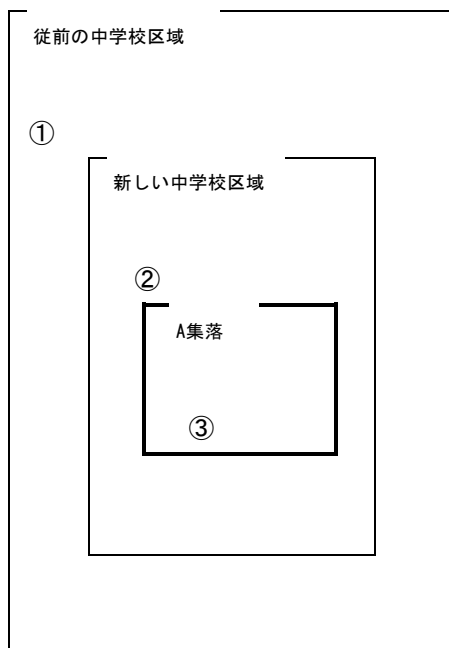
答 不可。

ア

問12 大規模指定既存集落（以下B集落とする）として指定された後、新しい中学校ができ、B集落が2つの中学校区域にまたがって存在する場合、従前の中学校の通学区域に10年以上居住している人が、新しい中学校側のB集落内及びその辺縁部で提案基準3の開発申請することは可能か。

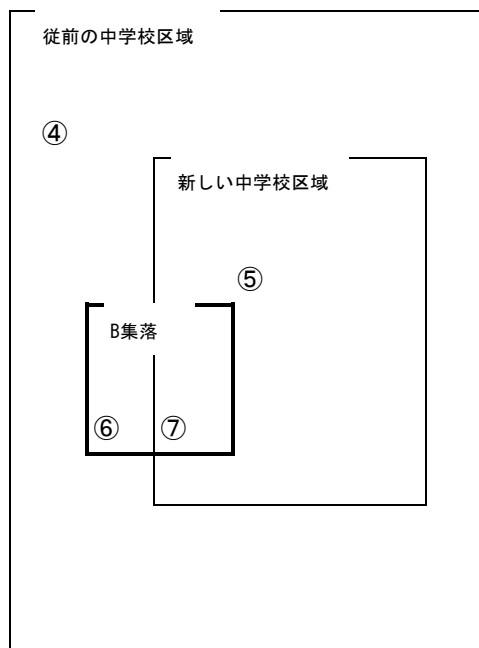
答 可能。

問13（概念図）



①に10年以上住んでいる人が③に建物を建てるとき。

問14（概念図）



④に10年以上住んでいる人が⑦に建物を建てるとき。

ケ

問13 「有料老人ホームⅠ」の基準においてサービス付き高齢者向け住宅は対象となるか。

答 有料老人ホームⅠは厚生労働省の策定する有料老人ホーム設置運営指針における基準に適合しており、「群馬県有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づく事前協議が済んで「事前協議終了通知書」を取得していることが要件となっていることから、サービス付き高齢者向け住宅は対象としない。

ケ

問14 「有料老人ホームⅠ」から「有料老人ホームⅡ」への用途の変更は用途変更になるか。

答 用途変更として扱う。

ケ

問15 「有料老人ホームⅡ」の地域密着型サービス事業所は別棟でも可能か。

答 同一敷地であれば別棟は可能。

ケ

問16 「有料老人ホームⅡ」における地域密着型サービス事業所は、地域密着型サービス事業所自体の立地基準（法第34条第1号または第14号）も満たす必要はあるか。

答 必要。